登録業者に対する指名停止について

対象業者名	株式会社西原環境中部支店 支店長 熊谷 眞純 名古屋市東区葵 3 - 1 5 - 3 1
指名停止理由	安全管理の措置が不適切であったため、業務委託関係者に死亡者を生じさせたと認められるため。
経緯	豊橋市発注の「富士見台処理場ほか施設運転保守業務」において、令和3年8月 19日の保守点検中に受託者の社員が、いずみが丘処理場内でマンホールに転落し 死亡する事故が発生した。 この事故について、豊橋簡易裁判所から、必要な安全措置(丈夫なさく等の設置) を講じていなかったとして、労働安全衛生法違反で株式会社西原環境に対し令和4 年5月23日付で略式命令が下された。
指名停止の 適用根拠	豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領第2条第1項に基づく別表第5項第 1号 指名停止措置要領別表 〈措置要件〉 5 工事請負契約等の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事 関係者等に死亡者若しくは負傷者を生じさせたと認められるとき。 (1) 死亡者を生じさせた者 当該認定をした日から1か月以上6か月以内 (2) 負傷者を生じさせた者 1か月以上3か月以内
指名停止期間	4か月(令和4年7月2日~令和4年11月1日)
備考	対象者の登録業種 物品の製造・販売:機械・器具、薬品・試薬・農薬 役務の提供等:建物等各種施設管理 建設工事:機械器具設置工事、水道施設工事、管工事、清掃施設工事